

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

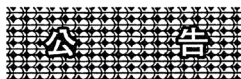
令和6年9月9日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 141号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南牧村大字海ノロ字山の影1575番の3地先から 南佐久郡南牧村大字海ノロ字朝日平1471番の2地先まで	旧	m 20.9 ~ 42.3	km 0.0874
同 上	新	20.9 ~ 36.3	0.0874

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリ南長野
長野市篠ノ井杵淵字大門西1300番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	③-1 建物配置図(変更前) 駐車場A	155
2	③-1 建物配置図(変更前) 駐車場B	20
合計		175

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場A	155
2	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場B	20
3	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場C	20
4	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場D	20
合計		215

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量(m ³)
1	③-1 建物配置図(変更前) 廃棄物保管施設A 1	20
2	③-1 建物配置図(変更前) 廃棄物保管施設A 2	28
3	③-1 建物配置図(変更前) 廃棄物保管施設B	15
合計		63

(変更後)

	位置	容量(m ³)
1	③-2 建物配置図(変更後) 廃棄物保管施設A 1	21
2	③-2 建物配置図(変更後) 廃棄物保管施設A 2	28
3	③-2 建物配置図(変更後) 廃棄物保管施設B	15
合計		64

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	位置	時間帯
1	③-1 建物配置図(変更前) 駐車場A	午前7時30分から午後9時30分まで 午前5時30分から午後9時30分まで(年に4回)
2	③-1 建物配置図(変更前) 駐車場B	

(変更後)

	位置	時間帯
1	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場A	午前7時30分から午後9時30分まで 午前5時30分から午後9時30分まで(年に4回)
2	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場B	
3	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場C	午前7時30分から午後9時30分まで
4	③-2 建物配置図(変更後) 駐車場D	

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7	9
出口	7	9
合計	14	18

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和7年3月19日

5 届出年月日

令和6年7月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年9月9日から令和7年1月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営御所平地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営御所平地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年9月10日から令和6年10月9日まで

3 縦覧の場所

川上村役場

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

令和6年11月8日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

3 受験資格

制限ありません

4 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）

5 出題形式

法令問題10問（全問必須問題）

技術問題15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和6年9月24日（火）から10月9日（水）までの、午前8時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

郵送による場合は、令和6年10月9日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

7 合格発表

令和6年11月29日（金）以後、長野県ホームページに掲載します。

8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課において交付するほか、一般社団法人長野県砂利砕石業協会でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課